

被災者生活再建支援法及び災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

第一 被災者生活再建支援法の一部改正

一 目的の改正

被災者生活再建支援法の目的を、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援することとする。〔被災者生活再建支援法第一条関係〕

二 被災世帯の範囲の拡大

被災世帯とは、政令で定める自然災害により、その居住する住宅が滅失し、又は損壊した世帯（被害の程度が政令で定める軽微なものである世帯を除く。）をいうものとする。〔被災者生活再建支援法

第二条第二号関係〕

三 被災者生活再建支援金の支給額の拡大等

1 被災者生活再建支援金の支給

市町村は、当該市町村の区域内において被災世帯となった世帯（当該世帯に属する者の内閣府令で

定めるところにより算定した収入の合計額が政令で定める額以下であるものに限る。）の世帯主に対し、その生活の再建を支援するため、被災者生活再建支援金を支給するものとする。こと。（被災者生活再建支援法第三条第一項関係）

2 被災者生活再建支援金の支給額の拡大

被災者生活再建支援金の額は、一世帯当たり、千万円を超えない範囲内で被災世帯の受けた被害の程度及び被災世帯に属する者の数に応じて政令で定める額とすること。（被災者生活再建支援法第三条第二項関係）

3 受給権の保護等

被災者生活再建支援金について、受給権の保護、支給の制限及び不当利得の徴収に関する規定を設けるものとする。こと。（被災者生活再建支援法第四条から第六条まで関係）

四 国の費用負担等

1 国は、被災者生活再建支援金の支給に要する費用の全額を負担するものとする。こと。（被災者生活再建支援法第八条関係）

2 1に伴い、被災者生活再建支援基金の制度及び国の補助の制度を廃止するものとする。〔被災者生活再建支援法旧第三章及び第十八条関係〕

第二 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正

一 災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲の拡大

災害弔慰金の支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の兄弟姉妹を加えるものとする。〔災害弔慰金の支給等に関する法律第二条第二項関係〕

二 災害援護資金の利率の引下げ

災害援護資金は、延滞の場合を除き無利子とするものとする。〔災害弔慰金の支給等に関する法律第十条第四項関係〕

三 既存債務返済支援資金の貸付け

〔災害弔慰金の支給等に関する法律第十六条関係〕

1 市町村は、条例の定めるところにより、災害により住居（災害の際所有者が居住していなかったもの）にあつては、政令で定めるものに限る。）が全壊し、又は政令で定める被害を受けた場合において、当該住居の所有者の属する世帯に属する者（災害の際当該住居に所有者が居住していなかった場合に

あつては、政令で定める者）の政令の定めるところにより算定した所得の合計額が政令で定める額に満たないものであるときは、災害の際当該住居を所有していた者その他政令で定める者に対し、当該住居に係る政令で定める借入金又は債務を返済するため、既存債務返済支援資金の貸付けを行うことができるものとする。

2 既存債務返済支援資金の一災害における一戸当たりの限度額は、政令で定めるものとする。

3 既存債務返済支援資金の償還期間（据置期間を含む。）は、三十五年を超えない範囲内で政令で定めるものとする。

4 既存債務返済支援資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年二パーセントを超えない範囲内で政令で定めるものとする。

第三 その他

一 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（附則第一条関係）

二 検討

政府は、この法律の施行後三年以内に、災害により被害を受けた中小規模の事業者に対する融資その他の支援のための制度について検討を加え、その結果に基づいて法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。こと。（附則第二条関係）

三 被災者生活再建支援法の一部改正に伴う経過措置

この法律の施行前に生じた自然災害により改正前の被災者生活再建支援法第二条第二号に規定する被災世帯となった世帯に係る被災者生活再建支援金の支給については、なお従前の例によるものとする。こと。（附則第三条関係）

四 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴う経過措置

1 この法律の施行前に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給及び当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例によるものとする。こと。（附則第七条第一項関係）

2 改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律第十六条の規定は、この法律の施行後に生じた災害に関

して適用するものとする。 (附則第七条第二項関係)

五 その他所要の規定の整備を行うこと。